

項目名称	No. 89	信頼される質の高い広報紙の発行										
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	4	情報化の推進と広報広聴機能の充実									
	小	4	適切な情報公開と広報・広聴活動による市民と行政の信頼関係の構築									
所管課	企画財政部 秘書課											
現状と課題	情報流通量が飛躍的に増加する中、市の施策の目的や課題、実施過程などの情報を確実に提供し、市民に対して十分な説明責任を果たすことが求められており、広報活動を充実させるためには、目的をより明確にした広報に取り組み、その効果を評価・検証する必要がある。											
取組内容	市民に最も身近な媒体である広報紙は、繰り返し読まれるという紙媒体の特性や認知度の高さから、本市の広報広聴媒体の中心的機能と位置づけ、市民に深く浸透させたい内容や市民ニーズに合ったテーマを広く発信する。 1 コスト削減とわかりやすい紙面構成などのノウハウの獲得を目的とした民間委託による広報紙作成 2 信頼される質の高い広報紙の安定的発行											
達成目標	広報紙の内容が「おおむね理解できる」と感じる市民の割合の向上											
効果	わかりやすく、信頼できる広報紙として、市の施策の目的や課題、実施過程などの情報を確実に提供することで、市民に対して十分な説明責任を果たすことができる											
指標			現状		中間年度		最終年度					
広報紙の内容が「おおむね理解できる」と感じる市民の割合(市政モニターアンケート)			目標値		94.1% (2016年度)		95%		95%			
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1	民間委託による広報紙作成	計画	→		→		→		→		→	
2	信頼される質の高い広報紙の安定的発行	計画	→		→		→		→		→	
3		計画										
4		計画										
5		計画										
備考												

各年度取組実績					
令和 4年度 (2022)	中間取組状況	1 民間委託により、直営と比較して作成にかかるコストを削減している。また、委託業者のノウハウを生かし、イラストや写真を用いた分かりやすい紙面づくりができています。 2 見やすく分かりやすい紙面づくりに努め、市民の皆さまに信頼され質の高い広報紙の発行を行った。			
	最終取組状況	1 民間委託により、直営と比較して作成にかかるコストを削減している。また、委託業者のノウハウを生かし、イラストや写真を用いた分かりやすい紙面づくりができています。 2 見やすく分かりやすい紙面づくりに努め、市民の皆さまに信頼され質の高い広報紙の発行を行った。			
	達成状況評価	◎	評価理由及び次年度の取組予定	1 引き続き、民間委託により、直営と比較して作成にかかるコストを削減する。また、委託業者のノウハウを生かし、イラストや写真を用いた分かりやすい紙面づくりに取組む。 2 4月より広報デザイン対策監が配置され、よりデザイン性に優れた紙面づくりに取組む。 3 5月号より、広報紙の内容をリニューアルし、若年層や外国人にも見やすいように横書きに統一。また、ページを増やすことで紙面に余裕ができ、読みやすい文字サイズで紙面づくりに取組む。	
	△：準備、検討 ○：一部実施 ◎：実施完了 ー：中止				
	効果額 (千円)	不用額		内容・算出内訳	
	必要額				
	効果額				
[効果額] = 不要額(取組により不要となった(生み出された)額) - 必要額(取組に要した額)					

項目名称	No. 90	市民と行政の信頼関係をつくる意見交換会の開催								
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組							
	中	4	情報化の推進と広報広聴機能の充実							
	小	4	適切な情報公開と広報・広聴活動による市民と行政の信頼関係の構築							
所管課	企画財政部 秘書課									
現状と課題	社会環境の変化に伴い、市民のニーズやライフスタイルは高度化・多様化しており、市政運営にあたっては、市民の意見にしっかりと耳を傾け、市民の知識やアイデアを活用するなど、市民参画の機会をさらに拡充することが必要となっている。さらに、広聴機能を充実させるためには、市政に対する市民の当事者意識を向上させ、市民と行政がともに考え、動くためのコミュニケーションを図ることが重要となっている。									
取組内容	行政と市民、事業者が一体となってまちづくりに取り組む機運をさらに高め、誰もが気軽に参画できるような仕組みづくりに取り組み、市民に寄り添った市民サービスを提供することを目指す。 1 まちづくりの方向性などに関する地域住民との意見交換会の開催									
達成目標	市民サービスに関する満足度を高め、市民と行政の信頼関係をつくる意見交換会の開催									
効果	市政運営に市民の知識やアイデアを活用するなど、市民参画の機会をさらに拡充することができる									
指標			現状	中間年度	最終年度					
ふれあいたークの開催率		目標値	100.0%	100.0%	100.0%					
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)			
1	市長と地域住民によるまちづくりの方向性などに関する意見交換会の開催(ふれあいたーク)	計画	→							
2		計画								
3		計画								
4		計画								
5		計画								
備考										

各年度取組実績

令和 4年度 (2022)	中間取組状況	集団広聴は行政と市民の相互理解を深める場として必要と考えており、実施方法について検討中。		
	最終取組状況	令和5年1月から2月にかけて、集団広聴(みやざきみらいトーク)を3回実施した。(試行的な実施1回を含む)		
	達成状況評価	◎	評価理由及び次年度の取組予定	市民や団体との直接対話することは、今後の市政運営にも重要であるため、令和5年度も引き続き集団広聴(みやざきみらいトーク)に取組む。
	△:準備、検討 ○:一部実施 ◎:実施完了 -:中止			
	効果額 (千円)	不用額		内容・算出内訳
必要額				
効果額				
[効果額] = 不要額(取組により不要となった(生み出された)額) - 必要額(取組に要した額)				

項目名称	No. 92	個人情報保護制度の適切な運用								
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組							
	中	4	情報化の推進と広報広聴機能の充実							
	小	4	適切な情報公開と広報・広聴活動による市民と行政の信頼関係の構築							
所管課	総務部 総務法制課									
現状と課題	改正個人情報保護法及び改正行政機関個人情報保護法が平成29年(2017年)5月に施行され、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い、非識別加工情報*(匿名加工情報)の仕組の導入等について定められた。本市においても、個人情報の取扱いについて、引き続き適正さを確保するとともに、進展する情報化社会に適応するための取組を進めていく必要がある。									
取組内容	1 改正個人情報保護法及び改正行政機関個人情報保護法に基づく非識別加工情報の仕組の導入についての調査研究 2 調査研究結果を踏まえた対応 3 住民に対する開示等の実施状況の公表 4 第三者機関(宮崎市個人情報保護審査会)の適時・適切な運営									
達成目標	個人情報の保護及び適正かつ効果的な利活用									
効果	公正で民主的な市政の推進									
指標			現状	中間年度	最終年度					
実施状況の公表状況(ホームページの更新回数)			目標値	年1回	年1回	年1回				
実施スケジュール			平成30年度(2018年度)	令和元年度(2019年度)	令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)			
1 非識別加工情報の仕組の導入についての調査研究	計画	→								
2 調査研究結果を踏まえた対応	計画	→								
3 住民に対する開示等の実施状況の公表	計画	→	→	→	→	→				
4 第三者機関の適時・適切な運営	計画	→								
5	計画									
備考	* 非識別加工情報 特定の個人を識別できないように個人情報を一部加工し、復元できないようにした情報。個人情報の取扱いよりも緩やかな規律の下で民間で利活用されることにより、新産業の創出や経済活動の活性化等が期待されている。									

各年度取組実績

令和 4年度 (2022)	中間取組状況	<p>令和3年度(2021年度)の個人情報保護制度運用状況について、市ホームページに公表した。</p> <p>第三者機関の運営に関して、計2回の個人情報保護審査会を開催し、個人情報部分開示決定に係る審査請求の審議及びマイナンバーを取り扱う事務の特定個人情報保護評価の点検を行った。</p> <p>個人情報保護法が改正され、令和5年4月から自治体も同法の規定が適用されることになったため、他の自治体の状況を調査しながら、制度移行のための準備を進めた。</p>		
	最終取組状況	<p>個人情報保護法の改正に伴い、令和5年4月から自治体も同法の規定が適用されることになった。同法では、中核市の行政機関等匿名加工情報の提案募集の導入は任意とされており、他の中核市の状況を踏まえ、当該募集については導入しないこととした。第三者機関の運営に関して、計4回の個人情報保護審査会を開催し、個人情報部分開示決定に係る審査請求の審議及びマイナンバーを取り扱う事務の特定個人情報保護評価の点検を行った。</p>		
	達成状況評価	◎	評価理由及び次年度の取組予定	<p>個人情報の運用状況をホームページに掲載し、公表を行った。匿名加工情報の提案募集については、他の中核市の状況を踏まえ、導入しないこととした。第三者機関の運営に関し、個人情報保護審査会における審議の進め方を整理し、未審議案件についての審議を進める。</p>
	△:準備、検討 ○:一部実施 ◎:実施完了 -:中止			
	効果額(千円)	不用額		内容・算出内訳
	必要額			
	効果額			
[効果額] = 不要額(取組により不要となった(生み出された)額) - 必要額(取組に要した額)				